三宝下水処理場外施設維持管理業務

特　記　仕　様　書

平成２６年度

堺 市 上 下 水 道 局 下 水 道 部

三　宝　下　水　処　理　場

第　１　章　　総　　則

（目的）

第１条 本仕様書は、堺市上下水道局下水道部（以下「発注者」という。）が委託する三宝下水処理場の新１系施設・新２系施設・浜寺下水ポンプ場・湊石津下水ポンプ場・戎橋下水ポンプ場・出島下水ポンプ場の維持管理業務（以下「業務」という。）を円滑に行い、維持管理の適正な運営を図る為、業務に係る仕様を定めることを目的とするものである。

（業務の履行）

第２条 受注者は、施設の機能が十分発揮できるよう、本特記仕様書のほか、契約書及びその他関係書類に基づき、能率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。又、本業務実施に当たっては、処理場、三宝下水処理場で遠隔制御している浜寺・湊石津・戎橋・出島下水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）における工事・委託点検業務等の円滑な実施に協力するものとする。

（業務概要及び内容）

第３条 受注者は、発注者の設備能力等を熟知しその機能に支障を生じさせることなく円滑に運転し、適正な維持管理をすることとする。適正な維持管理とは、危機管理体制も含めるものである。

本業務は、三宝下水処理場、ポンプ場４か所の夜間維持管理業務を行うものであり、施設詳細は「第２章設備別運転管理要項」のとおりである。

（１） 三宝下水処理場

当処理場が受け持つ処理区域は、金岡排水区、陵北排水区、土居川排水区、古川排水区、陵西排水区、大和川排水区、臨海地区であり合流式（一部分流式）汚水を、ステップ流入式３段硝化脱窒法（担体投入型）および急速繊維ろ過法にて処理し、堺浜関連施設である送水ポンプ棟、排水ポンプ場及び第一・第二オゾン処理施設（以下「堺浜関連施設」という。）へ送水および大和川に放流している。そして、雨天時には処理能力を大きく上回る流入水があり、雨水排除も本業務の中で行う必要がある。

また、堺浜関連施設の管理、出島、竹城台、美原下水道管理事務所による下水管の浚渫、清掃後の土砂・廃棄物などの受入に関する管理及び陵北樋門設備の管理を行なっており、当処理場で発生する汚泥は送泥設備から大阪南下水汚泥広域処理施設三宝送泥ポンプ場（本場敷地内）へすべて圧送している。

受注者は、各設備・機器については、良好な処理水質を維持するため、適切な運転操作と施設の保守を行うことが必要であり、施設の運転に際しては放流水質基準を遵守するとともにコスト縮減を念頭に業務にあたるものとする。

下水処理能力	新１系	４０，２００㎥/日
	新２系	８０，０００㎥/日
晴天日平均流入量		７２，６３２㎥/日（平成 24 年度実績）
雨天日最大流入量		３３０，８５７㎥/日（平成 24 年度実績）

業務の主な内容は次のとおりとする。

１）保守点検業務・・・施設の正常な運転を確保するために行う、日常、定期及び臨時点検や

簡易な故障修理等の業務

2）運転操作監視業務・・・放流水質を守る安定的な運転および大雨による浸水排除運転等施設を適正に運転するために行う、監視室における監視、操作、記録等の業務、現場における操作等の業務

3）施設管理業務・・・処理場設備の運転業務。予備機の無い機器に突発的な故障が起こったときのため設備を熟知し、回避処置を行う業務。並びに、その処置をとれるように、日頃から訓練及び研修を行う業務。又、建物の清掃、材料・工具類の整理整頓を行う業務。

4）事務業務・・・設備の適正な運転を引き継ぐための、発注者との業務打ち合わせ及び報告。月間計画書や日報、運転記録等の整理及び作成業務。

5）緊急配備・・・大雨注意報或いは大雨警報及び停電事故・故障時等にて増員を行う緊急配備体制業務。

（2）ポンプ場

1．浜寺下水ポンプ場

位置　　堺市西区浜寺諏訪森町西三丁地内
敷地面積　約 7,220m2
地盤高　　OP+5.500m
排除方式　分流式
排水区　　鳳浜寺排水区　698ha
排水能力　34.16m3／秒
放流先　　浜寺水路

2．湊石津下水ポンプ場

位置　　堺市西区浜寺石津町西二丁地内
敷地面積　約 3,000m2
地盤高　　OP+2.530m
排除方式　合流式
排水区　　湊石津排水区　392ha
排水能力　10.628 m3／秒（雨水量）
圧送先　　石津下水処理場内着水井
放流先　　石津川

3．戎橋下水ポンプ場

位置　　堺市堺区石津町四丁地内
敷地面積　約 580m2
地盤高　　OP+4.200m
排除方式　合流式
排水区　　湊石津排水区　16ha
排水能力　0.054m3／秒（雨天時汚水量）　0.844 m3／秒（雨水量）
圧送先　　湊石津下水ポンプ場
放流先　　石津川

4．出島下水ポンプ場

位置　　堺市堺区出島浜通地内

敷地面積　　約 7,000m2
地盤高　　OP+5.500m
排除方式　　分流式及び一部合流式
排水区　　陵西排水区　429ha
排水能力　　1.250 m3／秒
圧送先　　陵西・古川汚水流送線

参考：平成２４年度実績年間流入水量

浜寺下水ポンプ場	雨水	2,039,700 m3／年
湊石津下水ポンプ場	雨水	1,782,000 m3／年
戎橋下水ポンプ場	汚水	394,400 m3／年
	雨水	38,120 m3／年
出島下水ポンプ場	汚水	3,471,490 m3／年

業務の主な内容は次のとおりとする。

１）保守点検業務・・・４か所のポンプ場施設の正常な状態を確保するために行う、定期点検や臨時点検等の業務
２）運転操作監視業務・・・４か所のポンプ場の通常運転および大雨による浸水排除運転、監視室における監視、操作、記録等の業務や現場における操作、各種書類作成等の業務
３）施設管理業務・・・４か所のポンプ場設備の適正な運転を行う業務。予備機の無い機器に突発的な故障が起こったとき、設備を熟知し、回避処置を行う業務。又、その処置をとれるように、日頃から訓練及び研修を行う業務。
４）緊急配備・・・大雨注意報或いは大雨警報及び停電事故・故障時等にて増員を行う緊急配備業務。

（業務の範囲）

第４条　業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）三宝下水処理場

【新１系施設】

１）高圧受変電設備・高圧配電設備・低圧盤関係・中央監視・自家用発電機設備運転管理
２）高段ポンプ棟設備運転管理
３）低段ポンプ場ポンプ等設備・後沈砂池棟設備運転管理
４）汚水調整池・雨水滞水池棟設備運転管理
５）新１系水処理棟設備運転管理
６）送風機棟設備運転管理
７）急速ろ過棟設備運転管理
８）用水棟設備運転管理
９）放流ポンプ棟設備運転管理
10）し尿投入・汚泥調整棟運転管理
11）堺浜関連施設運転管理
12）沈砂・し渣・浚渫土砂の受入管理
13）下松屋・大和川樋門運転管理
14）陵北樋門設備遠隔操作運転管理

15）処理場付帯設備運転管理

【新２系水処理設備】

１）新２系水処理棟設備運転管理

２）第２送風機棟設備運転管理

３）第２急速ろ過棟設備運転管理

（２）ポンプ場

１）受変電設備・高圧配電設備・低圧盤関係・非常用自家発電設備・中央監視設備運転管理

２）沈砂池設備運転管理

３）雨水ポンプおよび汚水ポンプ設備運転管理

４）ゲート設備運転管理

５）その他ポンプ場付帯設備運転管理

６）ホッパーの沈砂・しさ管理

７）自動除塵機設備運転管理

（業務管理）

第５条　受注者は、常に善良なる管理を行う責任のもと、業務を履行しなければならない。

２　受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。

３　受注者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、設備の予防保全に努めること。

４　受注者は、地域住民と充分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。

（業務体制）

第６条　本業務従事者は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係のある者を選出し、専従者とする。

２　本業務は、毎夕 17：00～翌朝 9：15 迄とし、配置人員は１班４名で３班以上の配置編成にて履行すること。又、各班には責任者１名を配置し、各班の人員は他の班と重複しないこと。

３　緊急配備体制時は必要数増員配置すること。

４　ポンプ場・堺浜関連施設へ保守点検のため出向いて行く時間帯のみ１名増員すること。ポンプ場・堺浜関連施設の保守点検は、毎日、ポンプ場もしくは堺浜関連施設のうち、１か所の保守点検を行うこととし、２名で出向いて保守点検を行うこと。場外施設（ポンプ場・堺浜関連施設）へ出向く場合は受注者の管理する車両によって出向くこと。場外施設の保守点検が終わり次第三宝下水処理場へ戻り、出向く前に運転操作監視業務に入っていた者は運転操作監視業務に戻ること。

（業務従事者の届出）

第７条 受注者は、業務に従事する業務従事者の氏名、年齢、職名、経歴、取得資格を記載した業務従事者届けを発注者に提出しなければならない。

２　受注者の業務従事者について、業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、発注者及び受注者が協議の上、当該従事者を変更することが出来る。

（資格基準）

第８条 業務従事者は、次の資格を有するものとする。

（１）総業務責任者

業務責任者の中から処理場の実務経験９年以上有する者で、40,000 ㎥/日以上の現有処理能

力を有する合流式下水処理施設（一部分流式を含む）の運転管理業務を３年以上経験した者で、下水道管理技術認定試験（処理施設）又は、下水道第３種技術検定の合格者である者を総業務責任者として１名選任し従事させること。

また、総業務責任者は、三宝下水処理場の業務全体を統括把握し、管理監督をおこない自らも業務に従事すること。

（２）業務責任者

業務責任者は、各班から１名選出し、下水道管理技術認定試験（処理施設）又は、下水道第３種技術検定の合格者であり、下記の（ア）（イ）（ウ）のいずれかに該当するものを選出することとする。

（ア）大学で所定の専門課程を修了し、卒業後３年以上の処理場又はポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。

（イ）高専及び短大で所定の専門課程を修了し、卒業後５年以上の処理場又はポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。

（ウ）高校で所定の専門課程を修了し、卒業後７年以上の処理場又はポンプ場の運転管理について実務経験を有する者。

（３）従事者

業務責任者以外の従事者は、下水道法施行令第１５条の３の規定に定める資格を有し、業務責任者を含む従事者全員で下記のいずれもの資格をすべて満たすこと。

（ア）第３種以上の電気主任技術者

（イ）第１種電気工事士

（ウ）クレーン運転士およびクレーン運転業務特別教育講習修了者

（エ）玉掛け技能講習修了者

（オ）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

（カ）危険物取扱者甲種、または乙種４類

（キ）エネルギー管理士（員）（電気）

（ク）消防設備士又は消防設備点検資格者（第１種）

（業務責任者の職務）

第９条　業務責任者の職務は次の各号のとおりとする。

（１） 現場の責任者として、保安規定、下水道関係法令、労働関係法令、その他関連諸法規を遵守し、本業務従事者の指揮、監督を行うこと。

（２） 契約書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して、施設の機能を把握し、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

（３）日常の業務履行状況を随時発注者に報告するとともに必要があれば協議を行うこと。

（４）本業務従事者を教育し、技術の向上、事故防止、安全衛生等に努めること。

（緊急配備体制）

第 10 条　緊急配備体制は増員配備とし、次のとおりとする。

（１）増員配備者のうち１名は業務責任者もしくは同等の資格を有する者とする。

（２）大雨注意報・警報による緊急配備（３名以上増員配備）

配備者が施設到着時より大雨注意報・警報解除までを配備時間とし、その対象時間は契約時間の夕 17：00～翌朝 9：15 迄までとする。

（３）停電事故・故障時等の緊急配備（２名以上増員配備）

配備者が施設到着時より復旧終了時までを配備時間とし、その対象時間は契約時間の夕 17：00～翌朝 9：15 迄までとする。

復旧終了後緊急配備表に終了時間及び故障等概略を記入し三宝下水処理場事務所へＦＡＸ送信し、作業内容を記載した報告書を遅滞無く提出すること。

（４）到着時間の確認方法

到着時間の確認方法として、配備者が施設到着後速やかに緊急配備表を三宝下水処理場事務所へＦＡＸ送信すること。

（５）休憩時間の取り扱いについて

労働基準法第３４条により、６時間を越える場合において、少なくとも４５分、８時間を超える場合は、少なくとも１時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならないので、緊急配備時間より休憩時間を差し引いた時間で支払う。

（６）緊急配備費の積算について

１．緊急配備費は、１か月分合計時間で翌月払いとする。

２．緊急配備時間の取り扱いは、３０分未満切り捨て、３０分以上は切り上げとし、配備時間×緊急配備費契約時間単価とする。

（事故発生時）

第 11 条　受注者は業務履行中に事故が発生したとき、復旧に最善を尽くし、速やかに事故の発生原因、被害状況、経過等について調査を行ない発注者に報告すること。又、天災地変その他外部事由による重大な事態が発生した場合、直ちにその体制を取り、その配備についての労務費は別途契約とし、金額を支払うものとする。

（破損及び損害賠償）

第 12 条　受注者は、業務履行中に生じた維持管理上の不備、誤操作等による機器の異常・破損・故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善又は取替えもしくは、補償等により解決を図ることとする。但し、受注者の責に帰さない事由による損害は除く。

尚、契約締結日までに、補償金額の限度額が１０億円相当の設備賠償保険（担保内容　施設・業務遂行危険（対人対物共通）、受託物危険（対物））に加入すること。誤操作により処理区に浸水被害をもたらした場合にも適用可能な保険であること。

（業務記録等の整備）

第 13 条　受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

（報告書）

第 14 条　受注者は、点検時に行った保守整備や故障事故等の報告書は遅滞無く、発注者に提出しなければならない。

（安全管理）

第 15 条　受注者は、作業の実施にあたり、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守しなければならない。

（完成図書の貸与）
第 16 条　受注者が、業務遂行上必要とする完成図書については発注者より貸与できるものとする。
２　貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に掌握し、棄損、盗難、紛失等があった場合には、受注者が弁償しなければならない。

（整理整頓）
第 17 条　受注者は、施設の衛生上の観点から、業務範囲内の施設・建物及びその周辺を清潔に保ち、不要な物品等を整理しなければならない。

（事務室等の自主管理）
第 18 条　受注者は、施設の一部を事務室として使用する場合には、発注者の許可を受けるとともに、受注者の責任において維持管理を行わなければならない。
２　事務室等は無償で供与するが、使用期間中、受注者の責任で汚損等があった場合は、受注者の負担とする。
３　事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

（従事者の服装）
第 19 条　受注者は、従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、胸に名札を着用させること。

（施設の一般管理事項）
第 20 条　受注者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。
２　受注者は、業務履行上で必要な諸事項について、発注者と打ち合わせ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、発注者に提出し承認を受けるものとする。

第　２　章　　設備別運転管理要項

第１節　総括管理

（場内設備総括管理）
第 21 条　場内設備総括管理の内容は、次の各号のとおりである。
（１）全設備運転管理の基本計画作成と発注者との打合せ業務に関すること。又、各三宝処理区ポンプ場・三宝下水処理場間、石津処理区ポンプ場・石津下水処理場間の連絡調整に関すること。
（２）施設の適正な維持管理のため、受注者は気象情報（大雨注意報、大雨警報等）を遅滞なく収集し、発注者が指示する各課、各場等へ、三宝下水処理場から電話及びＦＡＸにより速やかに通知すること。
（３）各設備の運転日報・受電日誌・点検日報等の作成、整理及び発注者への提出に関すること。
（４）機械・電気設備の点検計画作成に関すること。
（５）労務災害防止のための本業務従事者に対する教育指導等の労働安全衛生に関すること。

（６）管理業務全般に関すること。

第 22 条　施設内及び設備機器の清掃は頻繁におこない、清潔、美観の維持に努めること。

（危険作業）

第 23 条　電気設備作業・高所作業・酸素欠乏等危険場所その他危険場所に於ける作業を実施する場合は、有資格者の立会のもとに作業環境を調査し、適切な事故防止策を講じて災害発生の防止に努め作業を実施すること。

（提出書類）

第 24 条　日報・点検表等は下水処理場、ポンプ場施設維持管理の指針となるので克明なデータを電子媒体及び書面に記載し、保管するとともに発注者に提出すること。

第 25 条　日報・点検表等の提出書類は、次の各号のとおりで、様式については発注者の承諾を得ること。

（１）業務日誌
（２）日常点検表
（３）受電日誌
（４）機器点検表
（５）自家発電設備運転日報
（６）雨水ポンプ運転日報
（７）機器修理経過記録表
（８）その他作業時に必要な書類

（作業工具）

第 26 条　工具類は全て受注者のものを使用し、発注者は貸与しない。ただし、特殊工具については発注者と協議するものとする。

（点検・測定）

第 27 条　予備機のある機器は、交互運転を実施すること。又、各機器の運転及び保守点検整備は、完成図書又は取扱説明書により各機器の運転状況に応じて実施し、点検・測定記録を作成すること。

（電気設備・中央監視設備・遠方監視制御設備運転管理）

第 28 条　電気設備・中央監視設備・遠方監視制御設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）動力設備の保守管理に関すること。
（２）無停電電源設備の保守管理に関すること。
（３）直流電源設備の保守管理に関すること。
（４）計装設備の保守管理に関すること。
（５）遠方監視制御装置の保守管理に関すること。
（６）中央演算処理装置の保守管理に関すること。
（７）ＩＴＶ装置の保守管理に関すること。
（８）電灯設備の保守管理に関すること。

（９）緊急停電による自家発電機の対応に関すること。
（１０）自家発電機補機類の運転及び保守点検に関すること。
（１１）燃料貯留タンク及び燃料小出槽の燃料使用状況の厳重な管理に関すること。
（１２）各電気設備の点検・運転記録の記載及び整理に関すること。
（１３）中央監視盤の記録紙（チャート紙）の交換及び各積算計のリセットに関すること。

（停電時）
第 29 条　停電時は、構内第１柱及び受電盤取り付け機器の動作状況等により停電事由を確認し、又、停電事由を解消して速やかに復旧作業に着手すること。又、外部事由による停電の場合は、送電開始まで応急措置を施し、送電されれば直ちに復旧作業に着手すること。

（停電復旧）
第 30 条　停電復旧作業は、的確な状況判断と俊敏な行動が要求されるので充分な訓練を繰り返し実施しておくこと。
なお、停電・復旧時の作業内容については十分に理解しておくこと。

第 31 条　設備の点検補修、又は、停電復旧訓練等による予告停電を行うときは、各施設・設備に悪影響を及ばさない時間と方法でおこなうこと。

第２節　高圧受変電設備・高圧配電設備・低圧盤関係・中央監視・自家用発電機設備運転管理

（高圧受変電設備・高圧配電設備・低圧盤関係・中央監視・自家用発電機設備）
第 32 条　高圧受変電設備・高圧配電設備・低圧盤関係・中央監視・自家用発電機設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）高圧受変電、高圧低圧動力設備の保守点検に関すること。
（２）無停電電源設備の保守点検に関すること。
（３）直流電源設備の保守点検に関すること。
（４）計装設備の保守点検に関すること。
（５）監視制御装置の保守点検に関すること。
（６）ＩＴＶ装置の保守点検に関すること。
（７）電灯設備の保守点検に関すること。
（８）停電による自家用発電機の対応に関すること。
（９）自家用発電機補機類の運転及び保守点検に関すること。
(10) 各電気設備の点検・運転記録の記載及び整理に関すること。

（停電時）
第 33 条　停電時は、特高受電盤監視機器の動作状況等により停電事由を確認するとともに停電事由を解消して速やかに復旧作業に着手すること。又、天災その他外部事由による停

電の場合は、送電開始まで応急措置を施し、送電されれば直ちに復旧作業に着手すること。

（停電復旧）

第 34 条　停電復旧作業は、的確な状況判断と俊敏な行動が要求されるので充分な訓練を繰り返し実施しておくこと。訓練実施は、日勤職員の勤務時間帯に行なうこと。

なお、停電・復旧時の作業内容については十分に理解しておくこと。

第３節　高段ポンプ棟設備運転管理

（沈砂池設備）

第 35 条　沈砂掻揚機・沈砂搬出設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。

（２）沈砂掻揚機の運転及び保守点検に関すること。

（３）沈砂搬出機の運転及び保守点検に関すること。

（４）機器の洗浄・清掃整備に関すること。

（５）チェーン類のオイル・グリス塗布に関すること。

（６）日報の記載及び整理に関すること。

（除塵機）

第 36 条　除塵機設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。

（２）自動除塵機の運転及び保守点検に関すること。

（３）機器の洗浄・清掃整備に関すること。

（４）摺動部への潤滑油類塗布に関すること。

（５）コンベア等の運転及び保守点検に関すること。

（６）日報の記載及び整理に関すること。

（沈砂・し渣洗浄設備）

第 37 条　沈砂･し渣洗浄設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。

（２）圧力水ポンプ及び揚砂設備の運転及び保守点検に関すること。

（３）搬出機等の運転及び保守点検に関すること。

（４）日報の記載及び整理に関すること。

（沈砂・しさ貯留設備）

第 38 条　沈砂・し渣貯留設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。

（２）貯留設備の運転及び保守点検に関すること。

（３）機器の洗浄・清掃整備に関すること。

（４）補機類の運転保守点検に関すること。

（５）貯留室内の美化維持に努めること。

（６）日報の記載及び整理に関すること。

（汚水ポンプ設備）
第 39 条　汚水ポンプ設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）汚水ポンプの運転及び保守点検に関すること。
（３）機器の清掃整備に関すること。
（４）軸受グリス、パッキンの保守点検に関すること。
（５）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

（雨水ポンプ設備）
第 40 条　雨水ポンプ設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）雨水ポンプ機器の運転及び保守点検に関すること。
（３）臭素消毒設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）合流雨水の排除に関すること。
（５）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

第４節　低段ポンプ場ポンプ棟設備・後沈砂池棟設備運転管理

（汚水前処理設備）
第 41 条　汚水前処理設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）除塵設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）し渣搬送・処理設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）揚砂設備の運転及び保守点検に関すること。
（５）機器の洗浄・清掃整備に関すること。
（６）摺動部への潤滑油類塗布に関すること。
（７）日報の記載及び整理に関すること。

（雨水前処理設備）
第 42 条　雨水前処理設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）除塵設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）し渣搬送・処理設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）機器の洗浄・清掃整備に関すること。
（５）摺動部への潤滑油類塗布に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

（汚水ポンプ設備）
第 43 条　汚水ポンプ設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。

（２）汚水ポンプの運転及び保守点検に関すること。
（３）機器の清掃整備に関すること。
（４）軸受グリス、パッキンの保守点検に関すること。
（５）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

（雨水ポンプ設備）
第 44 条　雨水ポンプ設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）雨水ポンプ機器の運転及び保守点検に関すること。
（３）臭素消毒設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）合流雨水の排除に関すること。
（５）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

（後沈砂池（汚水沈砂池）設備）
第 45 条　後沈砂池（汚水沈砂池）設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）揚砂設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）し渣処理・貯留設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）沈砂水切り・貯留設備の運転及び保守点検に関すること。
（５）機器の洗浄・清掃整備に関すること。
（６）貯留室内の美化維持に努めること。
（７）補機類の運転保守点検に関すること。
（８）日報の記載及び整理に関すること。

（後沈砂池（雨水沈砂池）設備）
第 46 条　後沈砂池（雨水沈砂池）設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）揚砂設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）放流水消毒設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）機器の洗浄・清掃整備に関すること。
（５）日報の記載及び整理に関すること。

第５節　汚水調整池・雨水滞水池棟設備運転管理

（汚水調整池・雨水滞水池棟設備）
第 47 条　汚水調整池・雨水滞水池棟設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）臭素消毒設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）合流雨水の排除（簡易放流）に関すること。
（４）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（５）日報の記載及び整理に関すること。

第６節　新１系水処理棟設備運転管理

（新１系水処理棟設備）
第 48 条　新１系水処理設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）ステップ流入式多段硝化脱窒法（担体投入型）による運転に関すること。
（３）各処理段階での水質の性状確認に関すること。
（４）水質は下水道法並びに水質汚濁防止法により定められた規制値を遵守し運転すること。
（５）ブロワー設備の中央操作卓及び現場操作盤の運転及び保守点検に関すること。
（６）新１系水処理設備機械の運転及び保守点検に関すること。
（７）日報の記載及び整理に関すること。

第７節　送風機棟設備運転管理

（送風機棟設備）
第 49 条　送風機棟設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）送風機設備の運転及び監視業務に関すること。
（３）軸受グリスの保守点検に関すること。
（４）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（５）棟内の洗浄・清掃整備に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

第８節　急速ろ過棟設備運転管理

（急速ろ過棟設備）
第 50 条　急速ろ過棟設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）ろ過原水ポンプ設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）洗浄、排水ポンプ及び洗浄ブロワー設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）日報の記載及び整理に関すること。

第９節　用水棟設備運転管理

（用水棟設備）
第 51 条　用水棟設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）次亜塩注入ポンプ設備の適正な注入率の設定、運転及び保守点検に関すること。
（３）消泡水ポンプ、処理水ポンプ等の保守点検に関すること。
（４）用水棟内の洗浄・清掃整備に関すること。
（５）日報の記載及び整理に関すること。

第 10 節　放流ポンプ棟設備運転管理

（放流ポンプ棟設備）
第 52 条　放流ポンプ棟設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）放流ポンプの運転及び保守点検に関すること。
（３）各ゲートの運転及び保守点検に関すること。
（４）機器の清掃整備に関すること。
（５）軸受グリス、パッキンの保守点検に関すること。
（６）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（７）日報の記載及び整理に関すること。

第 11 節　し尿投入・汚泥調整棟運転管理

（し尿投入設備）
第 53 条　し尿投入設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）し尿移送ポンプの運転及び保守点検に関すること。
（３）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（４）日報の記載及び整理に関すること。

（汚泥調整設備）
第 54 条　汚泥調整設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）大阪南下水汚泥広域処理施設三宝送泥ポンプ場への送泥及び保守点検に関すること。
（３）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（４）日報の記載及び整理に関すること。

第 12 節　堺浜関連施設運転管理

（堺浜関連施設）
第 55 条　堺浜関連施設運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）堺浜関連施設用の中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）送水ポンプ棟の中央操作卓及び現場操作盤での運転及び保守点検に関すること
（３）排水ポンプ場の中央操作卓及び現場操作盤での運転及び保守点検に関すること。
（４）第一オゾン処理施設の中央操作卓及び現場操作盤での運転及び保守点検に関すること。
（５）第二オゾン処理施設の中央操作卓及び現場操作盤での運転及び保守点検に関すること。
（６）堺浜関連施設の補機類の運転及び保守点検に関すること。
（７）日報の記載及び整理に関すること。

第 13 節　沈砂・し渣・浚渫土砂の受入管理

（沈砂・し渣・浚渫土砂の受入管理）

第 56 条　沈砂・し渣・浚渫土砂の受入管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）下水処理場・ポンプ場からの沈砂・し渣等の受入に関すること。
（２）各管理事務所からの浚渫土砂の受入に関すること。
（３）沈砂受入れ関連設備の運転、保守点検に関すること。
（４）日報の記載及び整理に関すること。

第 14 節　下松屋・大和川樋門運転管理

（下松屋・大和川樋門）
第 57 条　下松屋・大和川樋門運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）下松屋・大和川樋門の保守点検に関すること。
（３）日報の記載及び整理に関すること。

第 15 節　陵北樋門設備遠隔操作運転管理

（陵北樋門設備）
第 58 条　陵北樋門設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）陵北樋門設備の中央操作卓での遠隔操作運転及び監視業務に関すること。
（２）陵北樋門№１～４ゲートの中央操作卓での遠隔操作運転管理に関すること。
（３）大和川水位計、各ゲート水位計、遠里小野幹線水位計の中央操作卓での遠隔監視に関すること。
（４）受電・自家発電機設備の中央操作卓での遠隔操作運転管理に関すること。
（５）採水ポンプ（遠隔操作）による雨水採水の採水（１回/月）に関すること。但し検体は発注者が収集する。
（６）付帯設備の中央操作卓での遠隔操作運転管理に関すること。
（７）日報の記載及び整理に関すること。

第 16 節　新２系水処理棟設備運転管理

（新２系水処理棟設備）
第 59 条　新２系水処理設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）ステップ流入式多段硝化脱窒法（担体投入型）による運転に関すること。
（３）各処理段階での水質の性状確認に関すること。
（４）水質は下水道法並びに水質汚濁防止法により定められた規制値を遵守し運転すること。
（５）ブロワー設備の中央操作卓及び現場操作盤の運転及び保守点検に関すること。
（６）新２系水処理設備機械の運転及び保守点検に関すること。
（７）日報の記載及び整理に関すること。

第 17 節　第２送風機棟設備運転管理

（第２送風機棟設備）

第 60 条　第２送風機棟設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）第２送風機設備の運転及び監視業務に関すること。
（３）軸受グリスの保守点検に関すること。
（４）補機類の運転及び保守点検に関すること。
（５）棟内の洗浄・清掃整備に関すること。
（６）日報の記載及び整理に関すること。

第 18 節　第２急速ろ過棟設備運転管理

（第２急速ろ過設備）
第 61 条　第２急速ろ過設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）ろ過原水ポンプ設備の運転及び保守点検に関すること。
（３）洗浄水ポンプ及び洗浄ブロワー設備の運転及び保守点検に関すること。
（４）棟内の洗浄・清掃整備に関すること。
（５）日報の記載及び整理に関すること。

（消毒及び用水設備）
第 62 条　消毒設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（２）次亜塩注入ポンプ設備の適正な注入率の設定、運転及び保守点検に関すること。
（３）消泡水ポンプ、処理水ポンプ等の保守点検に関すること。
（４）日報の記載及び整理に関すること。

第 19 節　処理場付帯設備運転管理

（処理場付帯設備）
第 63 条　処理場付帯設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１）給湯設備、空調設備、脱臭設備、換気設備、消防設備、給水設備、放送設備、電話設備その他の運転及び保守点検に関すること。
（２）（１）の中央操作卓及び現場操作盤での運転及び監視業務に関すること。
（３）幹線水位計の中央操作卓での監視業務に関すること。
（４）日報の記載及び整理に関すること。

（注意事項）
第 64 条　施設等の点検、修繕及び改修工事に関すること
（１）設備機器の点検、修繕及び改修工事については、昼間の流入停止や夜間作業を行うため、事務所、各ポンプ場との連絡、協議をおこない、事故等の無いように努めなければならない。

第 20 節　ポンプ場設備運転管理（浜寺・出島・湊石津・戎橋）

（ポンプ設備運転管理）

第 65 条　ポンプ設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
（１） 中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務
（２） 排水ポンプ機器の運転及び保守点検に関すること
（３） 雨水ポンプ機器の運転及び保守点検に関すること
（４） 汚水ポンプ機器の運転及び保守点検に関すること
（５） 機器の清掃整備
（６） 流水検知器のガラス窓・電極棒の清掃整備
（７） 軸受グリス、パッキンの保守点検に関すること
（８） 補機類の運転及び保守管理に関すること
（９） 日報類の記載及び整理

（沈砂池設備運転管理）
第 66 条　沈砂揚砂機・沈砂掻揚機設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
（１） 中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務
（２） 沈砂揚砂機・沈砂掻揚機の運転及び保守点検に関すること
（３） 沈砂掻寄機の運転及び保守点検に関すること
（４） 沈砂搬出機の運転及び保守点検に関すること
（５） 機器の洗浄・清掃整備
（６） チェーンのオイル塗布
（７） 故障停止時の対応
（８） 補機類の運転及び保守点検に関すること
（９） 日報類の記載及び整理

第 67 条　自動除塵機設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
（１） 中央操作卓・現場操作盤での運転及び監視業務
（２） 自動除塵機の運転及び保守点検に関すること
（３） 機器の洗浄・清掃整備
（４） ピンラック部等摺動部への潤滑油類塗布
（５） コンベア等の運転及び保守点検に関すること
（６） 補機類の運転及び保守点検に関すること
（７） 日報類の記載及び整理

（沈砂・し渣）
第 68 条　沈砂・し渣貯留搬出設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
（１） ホッパー等機器の運転及び保守点検に関すること
（２） 機器の洗浄・清掃整備
（３） 補機類の運転保守管理に関すること
（４） 日報類の記載及び整理
（５） 周辺環境の維持に努めること

（ゲート設備運転管理）
第 69 条　各ゲート設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
（１） 各ゲート機器の運転及び保守点検に関すること

（２） 機器の洗浄・清掃整備
（３） 日報類の記載及び整理

（ポンプ場付帯設備運転管理）
第 70 条　ポンプ場付帯設備運転管理業務の範囲は、次の各号のとおりである。
（１） 給湯設備、空調設備、脱臭設備、換気設備、消防設備、給水設備、放送設備、電話設備の運転及び保守点検に関すること
（２） 場内各水位計、幹線水位計の保守管理
（３） 日報類の記載及び整理

第　３　章　　雑　　則

（設備の補修）
第 71 条　本業務で実施しなければならない補修及び小修理等の範囲は、次の各号のとおりとする。
（１） 補修とは、各機器に付属する消耗部品の交換・調整等で比較的軽微なものとする。
（２） 小修理とは、予備品・部品の取替及び付帯機器の分解清掃等で軽工具を用いて短時間で完了する分解・修理・交換作業とする。
（３） 各設備・機器において、受注者が保守管理する範囲内で、その検査・点検・分解・手入れ・修理が受注者で行うことが出来ない場合は、理由を付してその旨を発注者に連絡すること。

（経費の負担）
第 72 条　受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び維持管理費等とし、その詳細は下記のとおりとする。
（１） パソコン・プリンター・コピー機・机・椅子等の事務用品。
（２） 各種用紙、筆記用具・ファイル等の事務用品。
（３） 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全保護具、各種工具。
（４） 清掃用具及び清掃用品、消耗品。ただし、発注者が使用を認めた場合は、この限りではない。
（５） 備消耗品等の調達、管理費用。
（６） 衛生用品（消毒薬、救急用薬品等）。
（７） 各種保険の加入に係る経費。
その他、施設内の風呂、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、備品等は発注者の承諾なく使用しないこと。

（市民からの苦情）
第 73 条　受注者は、市民からの苦情等の問い合わせがあった場合、必要に応じて適切な対応を行うとともに内容等については速やかに発注者に連絡を行うこと。又、書面に記載し遅滞なく発注者へ報告すること。

（盗難、火災等）
第 74 条　受注者は、業務中において盗難、火災、及び不法侵入者の予防には万全を尽くし、万一事故発生に備え連絡体制を確立し、発生の際は発注者に連絡するとともに受注者の責任にお

いて速やかに処置すること。

（業務従事者の異動等）

第 75 条　受注者は、本業務従事者で業務の履行上著しく不適格と認められる者があった場合、発注者との協議により業務に支障のない範囲で速やかに必要な措置を講じることとし、異動がある場合は、原則として１か月前までに異動届を提出すること。又、代替従事者の研修は、受注者の指導の元、一定期間設けること。

（業務履行調査および契約解除の協議について）

第 76 条　発注者は、本業務履行期間中に本業務が適正に履行出来ているか調査を行なうこととする。その調査結果から履行に問題があると判断された場合、受注者と本業務の契約解除の協議が行えるものとする。

（守秘義務）

第 77 条　受注者は、本業務にて知り得たあらゆるデータ、技術、性能等を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

（必要書類）

第 78 条　受注者は契約締結後速やかに資格証明書、実務経歴証明書、人員配置計画書、業務計画書、緊急管理体制表を作成し提出すること。

（履行期間等）

第 79 条　履行期間及び準備期間

自　　平成２６年　４月　１日

至　　平成２９年　３月３１日

尚、契約締結から履行開始迄の期間を準備期間とし、受注者は三宝下水処理場に配属を予定している業務責任者等に本業務の研修（昼間を含む）を履行場所にて受講し引継を完了すること。但し、準備期間に要する経費は受注者の負担とする。

（引継ぎ）

第 80 条　本契約終了時（平成２９年３月３１日）迄に業務の引継を円滑にするため、次の受託業者に対して必要な研修を行い、本業務にて収得した維持管理の技術を伝えること。

（疑義）

第 81 条　本仕様書に疑義を生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者受注者協議の上定めるものとする。

（その他）

第 82 条　本仕様書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

２　施設維持管理等にかかわる資料の提出を、発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

３　受注者は、発注者の承諾なく発注者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としない

ものを持ち込んではならない。

暴力団等の排除について

１．入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

（１）受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱第２条の規定により準用する堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

（２）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

２．再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

３．誓約書の提出について

（１）受注者は、堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が５００万円未満の場合はこの限りでない。

（２）受注者は、契約金額（税込）が５００万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第８条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

（３）受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

４．不当介入に対する措置

（１）受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（２）受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（３）本市は、受注者が本市に対し、（１）及び（２）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（４）本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

現場労働者にかかる法定福利費等の計上について

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として計上している。